

6建企第 143 号
令和 6 年 9 月 9 日

建設業者団体の長 様

建設企画課長

週休 2 日工事における工事成績評定の運用の改定について（通知）

週休 2 日工事について、令和 4 年 1 2 月 2 6 日付 4 建企 4 1 0 号「週休 2 日工事における工事成績評定の運用改定について」により工事成績評定の運用をお知らせしておりましたが、下記のとおり改めたので通知します。

記

1. 長崎県建設工事成績評定要領での運用内容
 - ・別紙のとおり。
 - ・本運用は、「週休 2 日モデル工事の試行要領」による週休 2 日モデル工事を対象とする。
2. 運 用 日：令和 6 年 1 0 月 1 日以降に起工する工事
3. そ の 他：本通知の適用に伴い、以下の文書を廃止する。
 - ・令和 4 年 1 2 月 2 6 日付け 4 建企 4 1 0 号なお、災害復旧工事については、以下の文書により従来どおりとする。
 - ・令和 4 年 9 月 2 1 日付け 4 建企 2 9 0 号

■担当 土木部建設企画課技術情報班
095-894-3023

週休2日モデル工事の改定概要【令和6年10月改定】

	発注者指定型 (現行)	受注者希望型 (現行)
適用時期	令和5年10月～令和6年9月起工	令和5年10月～令和6年9月起工
対象工事	設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札となる工事。 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型に該当しない工事。 ただし、下記は除く。 ・災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	4週8休以上	4週6休以上 (4週6休以上～4週8休以上)
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 4週8休以上により実施。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日実施の有無及び実施パターン（4週6休～4週8休）を着手前に協議・宣言したうえで実施。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。
経費補正の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> 当初は4週8休以上の補正経費を計上して発注。 4週8休以上未達成時は経費補正を減額。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は4週8休以上の補正経費を計上して発注。 4週6休～4週8休以上の達成状況に応じて経費補正を変更。
成績評定の加点	最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.4点
成績評定の減点	-2点	なし
週休2日実施証明書	交付	交付



	発注者指定型 (令和6年10月改定)	受注者希望型 (令和6年10月改定)
適用時期	令和6年10月起工～	令和6年10月起工～
対象工事	設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札となる工事。 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型に該当しない工事。 ただし、下記は除く。 ・災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	月単位または通期の4週8休以上	月単位または通期の4週8休以上
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日の実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の4週8休以上となる休日確保は必須。 月単位の4週8休実施を宣誓し、達成できた場合は補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位の4週8休以上が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休以上が未達成の場合は減点） 月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。 月単位の4週8休実施を宣誓し、達成できた場合は補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはなし） 月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除
経費補正の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は月単位の4週8休以上に経費補正を変更。 通期の4週8休未達成時は経費補正を減額。（港湾・漁港は当初どおり経費補正なし） 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の経費補正は適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は月単位の4週8休以上に経費補正を変更。 通期の4週8休未達成時は経費補正を減額。（港湾・漁港は当初どおり経費補正なし） 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の経費補正は適用しない。
成績評定の加点	最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.4点 ※施工70%以上の対象を4週6休以上から4週8休以上に改定
成績評定の減点	-2点	なし
週休2日実施証明書	廃止 (R7年度より九州ブロック全体で廃止予定)	廃止 (R7年度より九州ブロック全体で廃止予定)

